

令和7年度 久万高原町立久万中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめの未然防止は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指す。そのために、すべての生徒をいじめに向かわせない取組とともに、いじめを認識しながら放置されることはあってはならないこと、また、いじめは、それを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であるということについて、生徒が十分に理解できるように留意する。さらに、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係諸機関等の連携と協働により、いじめの問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導主事、養護教諭、特別支援 CN、該当学級担任等

【家庭地域等】

P T A 理事会、学校評議員、教育委員、民生児童委員、公民館館長

【外部専門家】

弁護士
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

【関係機関】

久万高原町教育委員会
久万高原警察署
支援センター
児童相談所
医療機関

【いじめ防止対策】

- ①校内指導体制の確立
- ②教師の指導力の向上及び生徒指導研修
- ③人権感覚と生命尊重の態度の育成
- ④道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- ⑤互いを認め合う学級経営の充実
- ⑥家庭・地域社会・関係諸機関との連携の強化



【早期発見の手立て】

- ①教職員による観察や学年部会、職員会議等での情報交換
- ②定期的なアンケート調査や生活ノートの活用等、細かな実態把握
- ③教育相談体制の整備と、定期的な教育相談の実施
- ④相談機関等の周知と定期的な連携

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	二 学 期	三 学 期	いじめ防止対策委員会	① 生徒指導に関する校内研修 ② インターネット等の使用に関する校内研修 ③ 校外人権学習会への参加 ④ いじめ STOP 会議への参加 ⑤ いじめに関する校内研修 · 人権参観日や道徳等参観日 · 文化祭の人権劇 · 人権委員による集会 ⑥ 教育相談体制の確立 ⑦ 個別懇談の実施 ⑧ 来年度へ向けての情報交換	【地域との連携】	学校生活を明るくする調査（月1回）	生徒会活動による主体性の確立	人権・同和教育、道徳教育の充実
					地区別懇談会 健全育成委員会 学校評議委員会			

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）

いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、早期に関わりを持つ必要がある。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、保護者等と協力して対応する体制を整える。

② 組織的に対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに「校内いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

③ いじめの実態調査

毎月末の家庭に持ち帰って記入する「学校生活を明るくする調査」を実施し、実態把握や追跡調査を行うことに加えて、いじめ事案が発生した際には、状況によっては臨時的に該当学年等に調査を行う。

④ ネット上へのいじめへの対応

スマートフォン等でのインターネット活用時のルールやモラル、マナーなどについての指導を丁寧に行う。また、教職員研修や全校集会など、教職員、生徒、保護者への啓発活動も適宜行う。なお、ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署と連携をとりながら、直ちに削除する措置をとる。

具体的には以下の通りである。

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を失墜させる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、これらは犯罪行為である。

イ ネットいじめの予防

(1) 保護者への啓発

- 保護者の見守り
- フィルタリングサービスの推奨

(2) 情報教育の充実

- 技術・家庭科を中心に教育活動全体で行う情報モラル教育の充実

(3) ネット社会についての講話の実施

ウ ネットいじめへの対処

(1) ネットいじめの把握

- 被害者からの訴え
- 閲覧者からの情報

(2) 不当な書き込みへの対処の手順

ア 状況確認（ネット上のいじめ発見、生徒・保護者からの相談等）

イ 状況記録（アドレス・ID確認、カメラ等による画面撮影と保存・印刷等）

ウ 管理者への連絡・削除依頼、いじめへの対応、所轄警察署等への相談

⑤ いじめられた生徒と保護者の支援

いじめられた生徒や周辺生徒から事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。

⑥ いじめた生徒への指導とその保護者への助言

いじめたとされる生徒や周辺生徒から事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。その後、いじめの事実関係や被害者及び加害者の状況を考慮しながら、校内いじめ防止対策委員会で対応を協議する。また、関係教師での生徒への指導を行い、謝罪や再発防止について指導するとともに、速やかに保護者にも連絡をし、今後の対応について協議ならびに継続的な助言・支援を行う。

⑦ 重大事態への対応と警察との連携

学校は、いじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑥の対応をするととも

に、教育委員会や所轄警察署に報告の上、校長を責任者として調査委員会を設け、事実関係を正確かつ速やかに調査する。そして、調査結果を関係生徒や保護者に情報開示するとともに、教育委員会や警察署等をはじめとする関係諸機関にも必要に応じて情報提供し、支援を得る。

【家庭や地域に協力していただきたいこと】

家庭に 求めること	<ul style="list-style-type: none">○ お子さんの立場に立って耳を傾け、お子さんが抱えているストレスや寂しさなど、心の変化に気付いていただきたい。○ お子さんの様子が変だと感じたら迷わず学校に相談の上、協力して同一歩調で取り組みましょう。○ けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に早急に相談しましょう。○ 日ごろから、お子さんに「いじめは許されない行為」であり、「いじめる側」にならないよう話をしてください。
地域に 求めること	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声かけやあいさつをお願いします。○ いじめやはいけない行為を発見したら、ご指導をお願いします。その後、家庭や学校に連絡してください。○ 地域行事に親子で参加するよう呼びかけをお願いします。○ 子どもは「地域の宝」という理念のもと、地域全体で子どもを見守り、育てていきましょう。

【久万中学校の生徒のみなさんへ】

① 久万中学校の生徒会員として、久万中学校人権宣言を守りましょう。

久万中学校人権宣言（平成 19 年 11 月 29 日採択、平成 30 年 12 月 6 日改訂）

第 1 条 友情・絆を深め、楽しい学校生活をする。

第 2 条 差別や偏見をなくし、思いやりの心をもつ。

第 3 条 人の嫌がることをしない。

第 4 条 いじめを根絶する。

第 5 条 命の尊さを学び、命を大切にする。

② 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めましょう。

③ インターネット端末機器(携帯電話等)やインターネットの利用は、保護者の管理・理解のもとで認められていることを充分に理解しましょう。

④ 周囲にいじめがあると思われるときは、学校は全力であなた(被害者)を守ります。もし、いじめを受けていると感じる人がいたら、声をかけたり、手を差し伸べたりしましょう。

それと同時に、いじめを受けている人、いじめられて困っている人が周囲にいるを感じている人は、すぐに学校の先生、家族、スクールカウンセラーなど、周囲の大人に安心して相談しましょう。